

UPZ内における対応について

UPZ内における対応について、災害時に対応すべき事項及び今後整理や調整が必要な点は、以下の通り（なお、PAZ内における対応と重複する事項については、記載を省略している）。

これらの課題に対する対応について、以下の通り、対応する。

（第11回作業部会（令和2年2月2日開催）で使用した資料に、太文字で加筆・修正。）

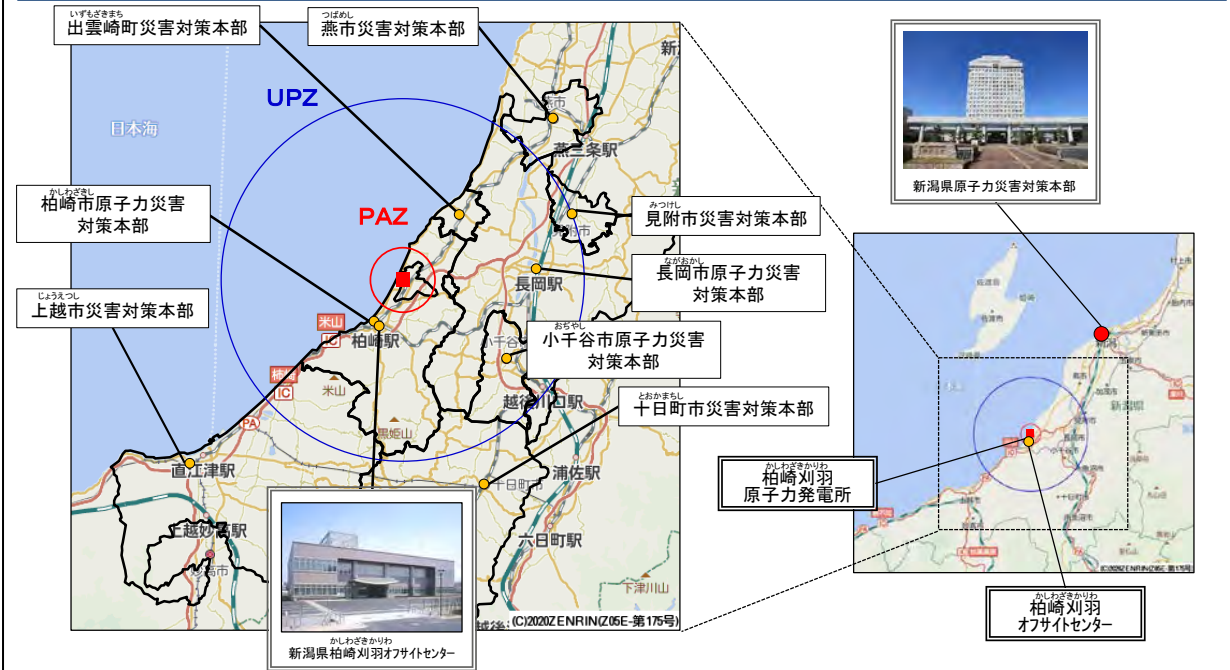
1. UPZ内における防護措置の考え方

- ① 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始。
- ② 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
 - ✓ 一時移転等に備えた体制（対策本部設置、情報伝達体制の構築等）を整備する必要。

⇒ 「一時移転等に備えた関係者の対応」「一時移転等を行う際の情報伝達」を整理。

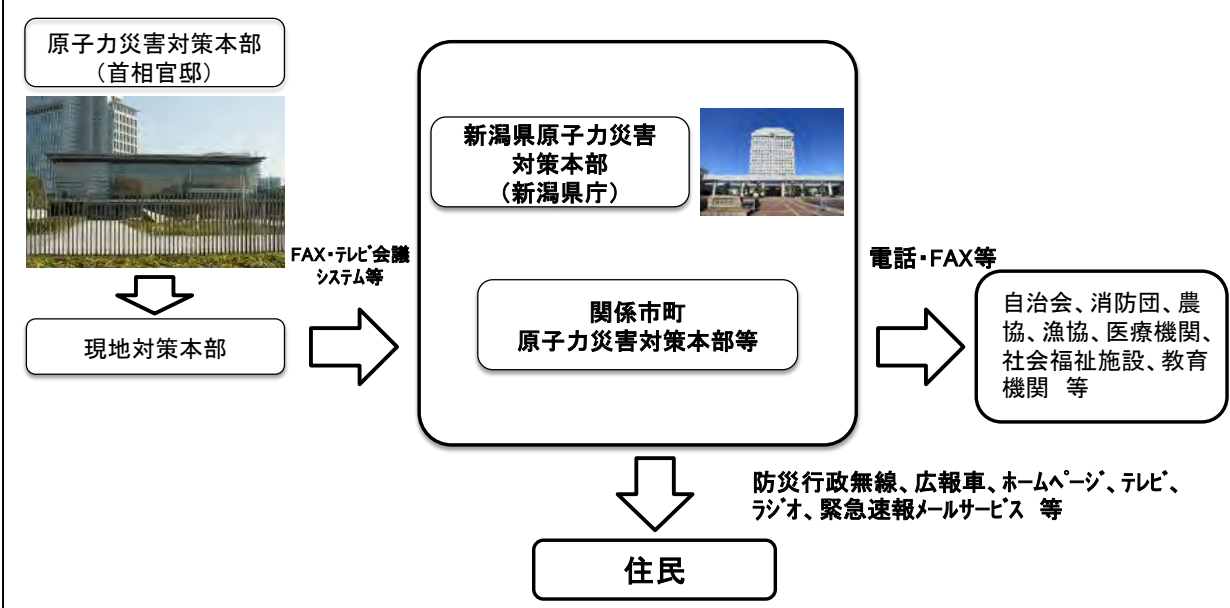
一時移転等に備えた関係者の対応

- 新潟県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部等に移行。
- 新潟県は、住民の一時移転等に備え、新潟県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアルに基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、新潟県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 新潟県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

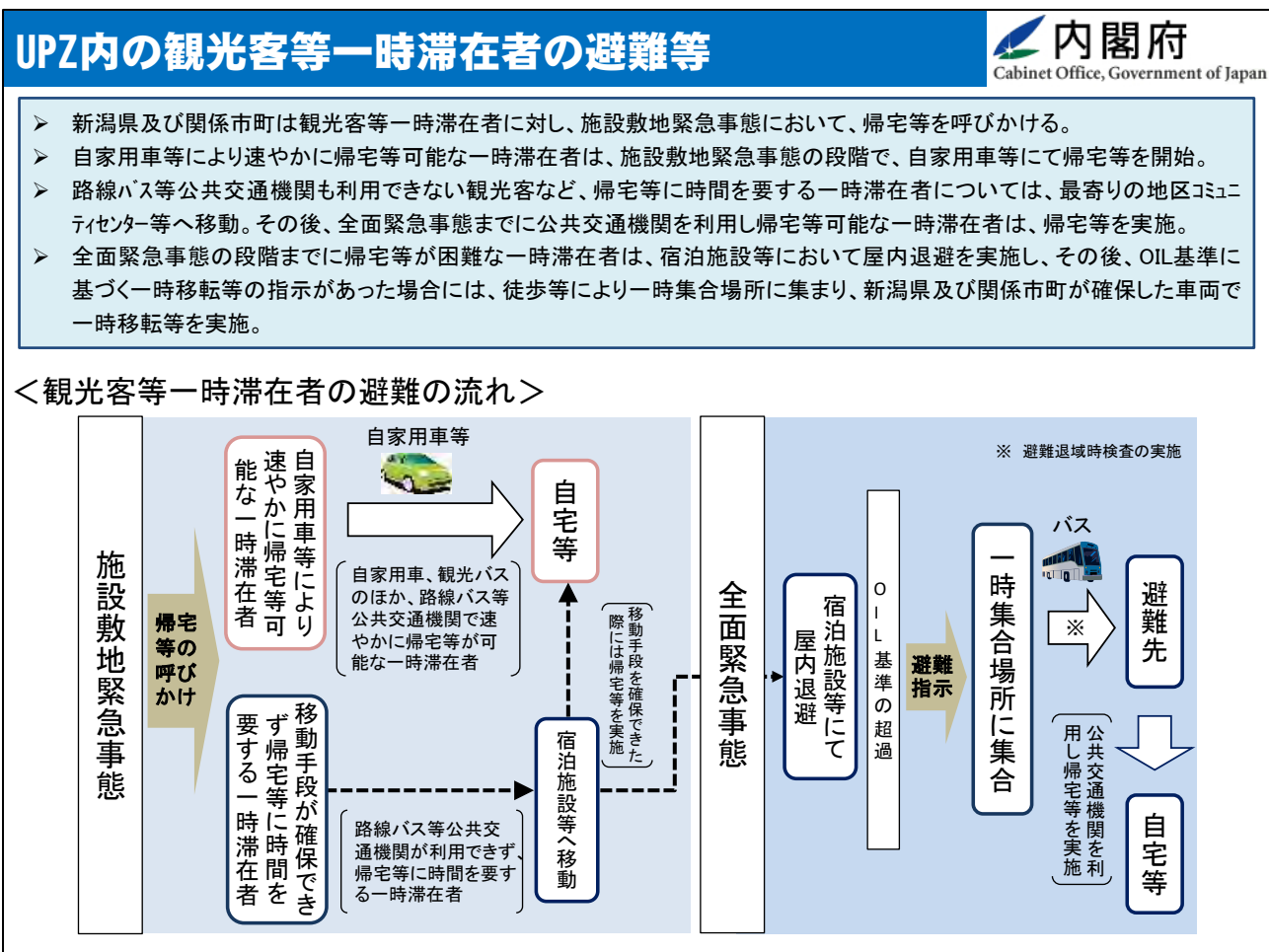


2. UPZ内の観光客等の一時滞在者の避難等

- ① 新潟県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、帰宅等呼びかける。
 - ② 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、自家用車等にて帰宅等を開始。路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
 - ③ 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL 基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、新潟県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。
- ✓ 帰宅等の呼びかけの開始タイミングを検討する必要。

⇒ 「UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等」を整理。

帰宅等の呼びかけのタイミングは、施設敷地緊急事態から実施（柏崎市はPAZも含むため、以前の整理の通り、警戒事態から実施）。



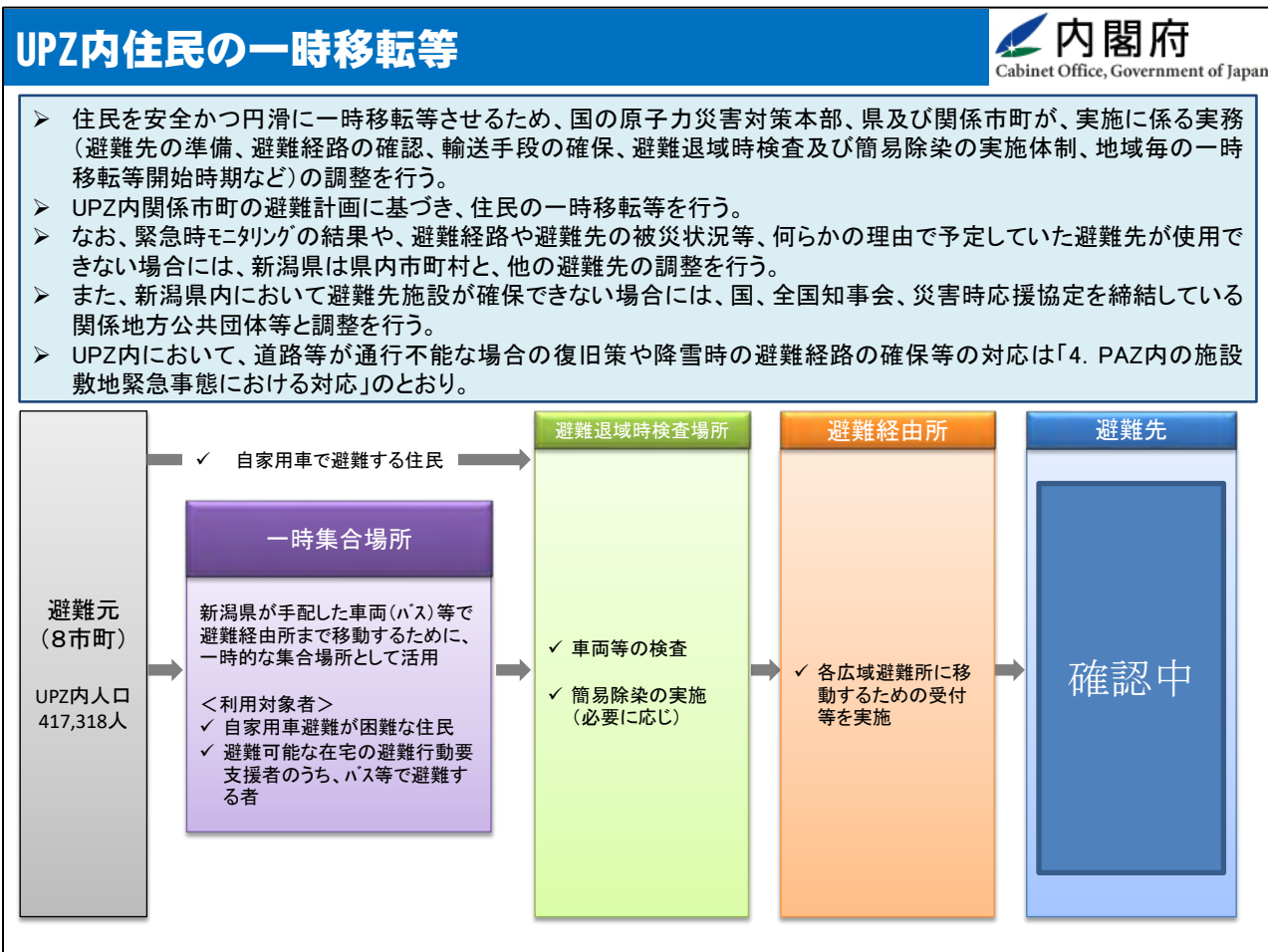
3. UPZ内住民の一時移転等

- ① UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ② 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、新潟県は県内市町村と、他の避難先の調整を行う。
- ③ 新潟県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している関係地方公共団体等と調整を行う。
 - ✓ 新潟県内において、避難住民の受入れが可能な避難先施設を確保できているか確認が必要。
 - ✓ 避難経路所の運営等にかかる要員の確保が必要。

⇒ 「UPZ内住民の一時移転等」を整理。

受入れ可能な避難先施設の確保は、確認中。

避難経路所の運営等にかかる要員の確保は、必要人数を算定中。



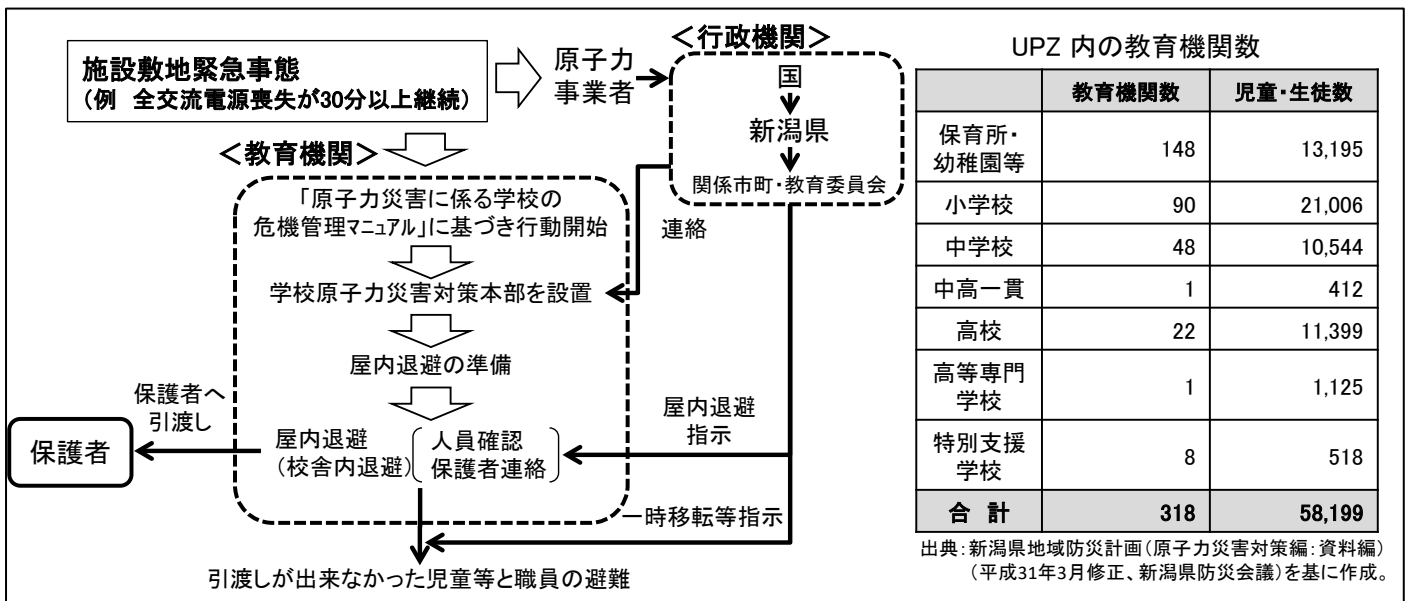
4. UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- ① 学校原子力災害対策本部は関係市町災害対策本部等の指示により、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- ② 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
 - ✓ 学校・保育所において原子力災害時避難計画を策定する必要。
 - ✓ 引渡しの開始タイミングを検討する必要。

⇒ 「UPZ内の学校・保育所等の防護措置」を整理。

学校・保育所の原子力災害時避難計画は、現在策定中。

引渡しの開始タイミングは、施設敷地緊急事態から開始（柏崎市はPAZも含むため、以前の整理の通り、警戒事態から開始）。



5. UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- ① UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、新潟県原子力災害対策本部の調整により確保。
- ✓ UPZ外の避難先施設（医療機関、社会福祉施設）の受入施設数、受入可能人数をあらかじめ整理しておく必要。
 - ✓ UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先の調整スキームをあらかじめ明確にしておく必要。

⇒ 「UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先」を整理。

UPZ外の受入施設数、受入可能人数をあらかじめ整理。

医療機関、社会福祉施設の原子力災害時避難計画は、現在策定中。

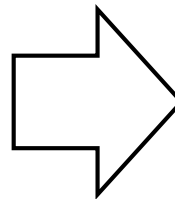
「UPZ内の支援が必要な要配慮者の受入に係るスキーム」を整理。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	定員数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		25	5,968
社会福祉施設 (入所施設)	高齢者施設	206	8,893
	障害者施設	110	1,187
	児童福祉施設	1	30
	救護施設	2	270
	小計	319	10,380
合計		344	16,348

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
146	21,697
1,107	44,025
161	3,864
14	289
4	499
1,286	48,677
1,432	70,374



出典：新潟県地域防災計画（原子力災害対策編：資料編）（平成31年3月修正、新潟県防災会議）を基に作成。

6. UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ① 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ② 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、県災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- ③ また、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
 - ✓ 避難行動要支援者を支援する体制の構築が必要。

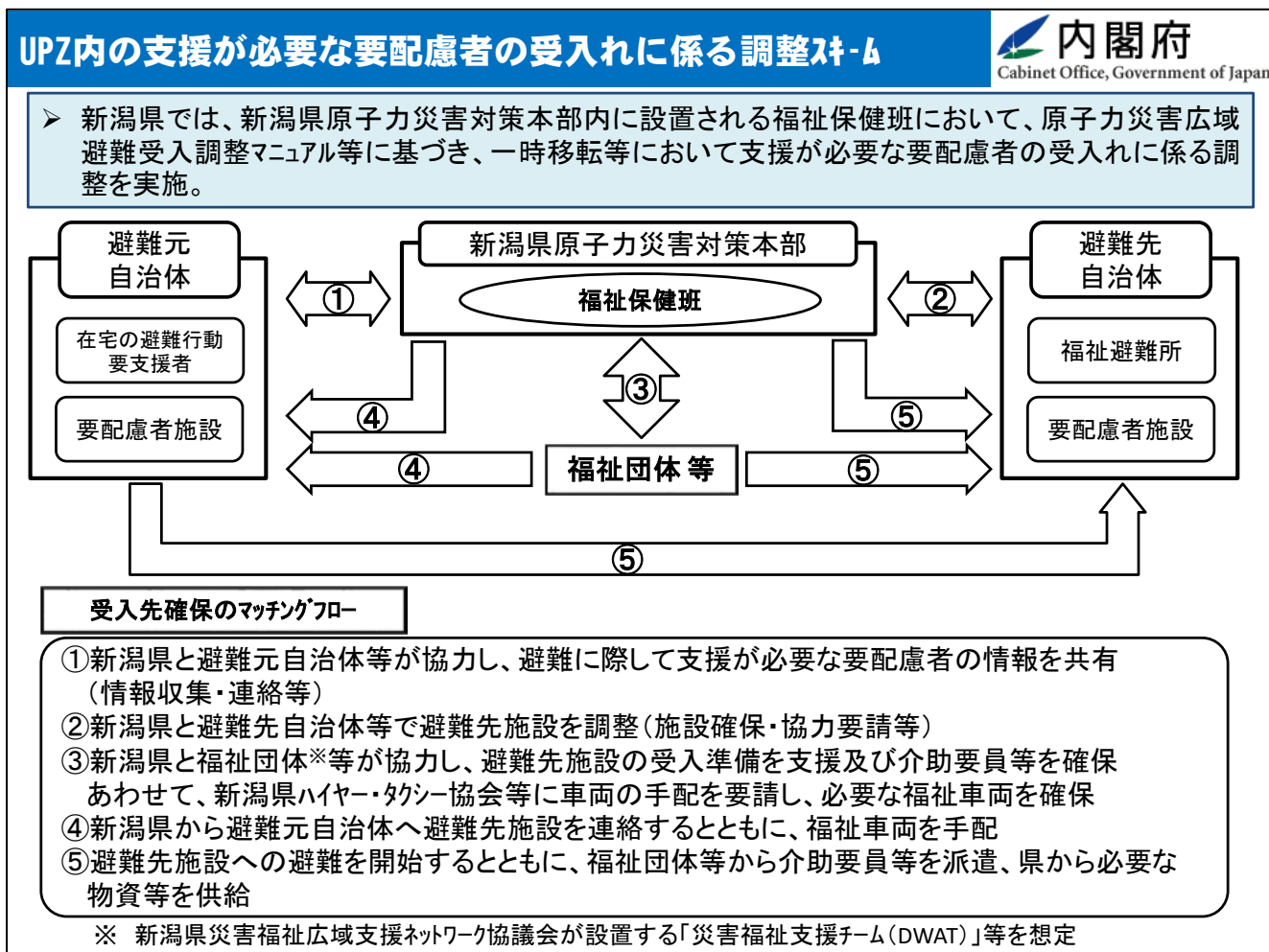
⇒「UPZ内の支援が必要な要配慮者の受入れに係るスキーム」を整理。

7. 輸送能力の確保

- ✓ 必要な輸送能力（特に福祉車両）をどのように確保するのかをあらかじめ整理する必要。

⇒「UPZ内の支援が必要な要配慮者の受入れに係るスキーム」を整理。

東京電力ホールディングス（株）の確保している福祉車両（31台）も活用。



以上